

滋賀県高等学校体育連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は滋賀県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局を滋賀県大津市京町四丁目1-1（滋賀県教育委員会事務局保健体育課内）に置く。

2 事務局には事務局長と事務局員をおく。

第2章 目的

第3条 本連盟は、県下高等学校等の体育運動を振興し、体力の向上を図り、スポーツ精神を涵養することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 各種競技大会を開催すること。
- (2) 各研究会、講習会を開催すること。
- (3) 体育運動指導奨励のため諸種の調査研究をすること。
- (4) その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行なうこと。

第4章 組織

第5条 本連盟は、県下の高等学校等にあつて、本連盟に加盟した学校をもって組織する。

2 本連盟に専門部をおく。

第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1 名	評 議 員	加盟校各 1 名
副 会 長	若干名	理 事	若干名
理 事 長	1 名	常務理事	若干名
専 門 部 部 長	若干名	監 事	2 名
専 門 部 委 員 長	若干名		

ただし、必要に応じて本連盟に副理事長、専門部副部長、専門部副委員長をおくことができる。

第7条 会長および副会長は評議員会において、これを推挙する。

2 会長は本連盟を代表し、本連盟事務を統轄する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第8条 評議員は、加盟高等学校等の代表教員をあて、本連盟の重要事項を審議する。

第9条 理事は、各専門部委員長もしくはそれに代わる者1名、各地域より1名、県教委事務局・会長委嘱若干名とし、本連盟事業の執行にあたる。

- 2 各地域は次の郡市とする。

湖西 高島市

大津 大津市

湖南 草津市・守山市・栗東市・野洲市・湖南市・甲賀市

湖東 近江八幡市・東近江市・蒲生郡・愛知郡・犬上郡

彦根 彦根市

湖北 長浜市・米原市

第10条 理事長は理事の互選とし、会長を補佐し会務を執行する。

- 2 副理事長は理事の互選とし、理事長を補佐する。

- 3 常務理事は理事の中より会長が委嘱し、本連盟の常務を処理する。

第11条 監事は評議員会の推せんにより会長が委嘱し、当会計を監査する。

第12条 専門部部長は加盟高等学校等校長もしくは副校長をこれにあて、会長が委嘱し、当該専門部を統轄する。

- 2 専門部副部長は加盟高等学校等校長、副校長もしくは教頭をこれにあて、会長が委嘱し、部長を補佐する。

- 3 専門部は本連盟により承認された各競技別部会および定通部会によって構成し、当該部会の運営と事業の執行にあたる。

- 4 専門部委員長は、各専門部の専門的事項を司り専門部部長を補佐する。

- 5 専門部副委員長は委員長を補佐する。

第13条 事務局長、事務局員は、庶務会計を司る。事務局長および事務局員は会長が委嘱する。

第14条 役員の任期は2か年とする。但し、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第15条 本連盟に顧問および参与を若干名おくことができる。

- 2 顧問、参与は評議員会の推薦により会長これを推挙し、本会の諮問にこたえる。

第6章 会 議

第16条 評議員会は、会長これを招集し、その議長を務め、次の事項を審議決定する。

(1) 予算、決算ならびに事業計画に関する件

(2) 役員の改選に関する件

(3) 規約の改正に関する件

(4) その他、会長の必要と認めた事項

- 2 評議員会の定足数は評議員総数の半数以上とし、出席者の過半数で議決する。

- 3 理事会は、会長これを招集し、その議長を務め、次の事項を司る。

(1) 事業の執行に関する件

(2) 評議員会より委任された事項

(3) その他、会長・理事長の必要と認めた事項

- 4 常務理事会は本連盟の主要事項を立案し、会務を処理する。

- 5 専門部部長会および専門部委員長会を必要に応じて開催することができる。

第7章 総 務 委 員 会

第17条 本連盟に総務委員会をおく。その細則は別にこれを定める。

第8章 競 技 委 員 会

第18条 本連盟に競技委員会をおく。その細則は別にこれを定める。

第9章 選 手 強 化 対 策 委 員 会

第19条 本連盟に選手強化対策委員会をおく。その細則は別にこれを定める。

第10章 調 査 研 究 委 員 会

第20条 本連盟に調査研究委員会をおく。その細則は別にこれを定める。

第11章 特 別 委 員 会

第21条 本連盟は必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第12章 会 計

第22条 本連盟の経費は加盟高等学校等の会費および補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

2 本連盟の会計は一般会計のほか、必要に応じて積立金会計を設けることができる。その細則は別にこれを定める。

第23条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13章 補 則

第24条 本連盟規約施行に必要な細部事項については、理事長がこれを定める。

第25条 本連盟は必要に応じ全国のおよび地域的体育団体の事業ならびに事務を管理する。

- 附 則
- 1 本規約は、昭和24年4月1日より施行する。
 - 2 昭和35年4月22日 部長制について一部改正
 - 3 昭和43年12月12日 常務理事について一部改正
 - 4 昭和49年12月22日 競技委員会・選手強化対策委員会規程および地区選出理事について一部改正
 - 5 昭和52年2月25日 副理事長・専門部副部長・専門部副委員長について一部改正
 - 6 昭和52年4月22日 総務委員会規程について一部改正
 - 7 昭和62年4月1日 事務局・理事および調査研究委員会について一部改正
 - 8 平成4年4月1日 事務局について一部改正
 - 9 平成8年12月6日 理事の定数について改正、および会議について一部改正
 - 10 平成17年3月11日 各地域の郡市について一部改正
 - 11 平成21年3月6日 組織について一部改正
 - 12 平成22年3月12日 会計について一部改正
 - 13 平成23年12月2日 各地域の郡市について一部改正
 - 14 平成26年4月1日 事務局および役員について一部改正
 - 15 平成27年4月1日 事務局および役員について一部改正
 - 16 平成28年4月1日 事務局について一部改正

総務委員会規程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第7章第17条に基づき総務委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は、次の事業を処理する。
（1）総合企画に関すること。
（2）広報に関する基本計画を作成すること。
（3）資料の収集、作成に関すること。
（4）その他各前項に関する事業

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。
（1）評議員会において推薦された若干名の委員
（2）会長が常務理事のなかから指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、委員長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和52年5月6日より施行する。
2 昭和62年4月1日 事業および委員・役員の任期について一部改正

競技委員会規程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第8章第18条に基づき競技委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

- (1) 競技会開催に関する根本方針を確立すること。
- (2) 春季・秋季総合体育大会および県民スポーツ大会高等学校の部の実施方法その他重要事項を審議すること。
- (3) 専門部競技会開催の調整をはかること。
- (4) その他各前項に関連する事項

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各地域から選出された委員6名
- (2) 評議委員会において推薦された若干名の委員
- (3) 会長が常務理事のなかから指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、委員長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和46年6月17日より施行する。

2 昭和62年4月1日 委員および役員の任期について一部改正

3 平成9年3月14日 委員の構成について一部改正

選手強化対策委員会規程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第9章第19条に基づき選手強化対策委員会(以下「委員会」という)を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

- (1) 競技力向上に関する根本方針を確立すること。
- (2) 選手強化対策等の計画立案、選手およびコーチの強化に関すること。
- (3) 専門部の選手強化に協力すること。
- (4) その他各前項に関連する事業

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 評議員会において推薦された若干名の委員
- (2) 会長が常務理事の中から指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、委員長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和46年6月17日より施行する。

2 昭和62年4月1日 委員および役員の任期について一部改正

調査研究委員会規程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第10章第20条に基づき調査研究委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

- (1) 調査ならびに研究に関する基本計画を作成すること。
- (2) 体育・スポーツに関する調査ならびに研究の推進に関すること。
- (3) 各校・各専門部の調査ならびに研究に協力すること
- (4) その他各前項に関連する事業

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 評議員会において推薦された若干名の委員
- (2) 会長が常務理事のなかから指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、委員長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和62年4月1日より施行する。

拡大委員会規程

第1条 滋賀県高等学校体育連盟規約第11章第21条に基づき拡大委員会（特別委員会）（以下「委員会」という）を設ける。

第2条 委員会は、次の事業を処理する。

- (1) 滋賀県高体連の将来の方針、運営に関する検討について。
- (2) 将来の全国大会開催に関すること。
- (3) その他各前項に関する事業

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 高体連会長、副会長、理事長、副理事長
- (2) 会長が指名する若干名の委員

第4条 委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し委員会の会務を処理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は滋賀県高等学校体育連盟会長が招集し、会長がその議長となる。

附 則 1 本規程は、昭和24年12月7日より施行する。

滋賀県高等学校体育連盟積立金会計規程

(総則)

第1条 この規程は、滋賀県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）規約第22条の規定に基づき、本積立金会計処理に関する必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本積立金は、「滋賀県高等学校体育連盟積立金」（以下「高体連積立金」という）と称する。

(目的)

第3条 高体連積立金は、全国高等学校総合体育大会等全国規模の大会に資する諸事業、ならびに、本連盟の目的遂行に資する諸事業を行うことにより、県下高等学校等の運動部活動の発展、振興に寄与することを目的とする。

(原資)

第4条 高体連積立金の原資は、本連盟の一般会計からの積立金をもって充当する。

(対象事業)

第5条 高体連積立金は、原則として下記の対象事業に必要な経費に充当する。

- (1) 全国高等学校総合体育大会の滋賀県開催に資する事業
- (2) 全国高等学校体育連盟研究大会の滋賀県開催に資する事業
- (3) 生徒減員に係る会費収入減に対応する事業
- (4) その他、本連盟会長が必要と認める事業

(会計)

第6条 高体連積立金の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 高体連積立金の管理は本連盟事務局が担当し、本連盟の監事による監査を受けるものとする。
- 3 高体連積立金取崩、および、決算については本連盟評議員会において決議を必要とする。ただし、緊急を要する事業の経費については、会長の承認を経て経理し、本連盟評議員会において報告するものとする。

(改廃)

第7条 本規定の改廃は本連盟評議員会の決議により行う。

附 則 1 本規程は、平成22年3月12日より施行する。

- 2 この高体連積立金の資金は、本連盟が平成21年度末まで積み立てた「積立金A」および「積立金B」から引き継ぐものとする。